

観音寺東公民館区社会福祉協議会（会則）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、観音寺東公民館区社会福祉協議会（以下本会）という。

（事 務 所）

第2条 本会の事務所は、観音寺東公民館内に置く。

（目 的）

第3条 本会は、東公民館区各自治会が手を携え、切磋琢磨して活動の一層の推進をはかり、館区内の福祉の向上を期することを、目的とする。

（会 員）

第4条 本会は、東公民館区内自治会の会員をもって、会員とする。

（事 業）

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 健康福祉の増進に関する事業
- 2 児童福祉の増進に関する事業
- 3 在宅福祉の増進に関する事業
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 役 員

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	
副 会 長	3名	
理 事	34名	（自治会長9）（正副育成会部会長6）（育成会支部長9）（老人会長10）
庶務会計	1名	

監 査 2名

- 2 会長、副会長は理事で互選し、総会の承認を必要とする。
- 3 理事は次の者をもってあてる。
 - (1) 東公民館区内各町の自治会長
 - (2) 〃 各町の老人会長
 - (3) 〃 の民生委員、主任児童委員
 - (4) 東公民館区青少年育成会会長・副会長及び各町の支部長
- 4 会計及び監査は理事会で選任する。

(役員の仕事)

- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
 - 3 理事は会務を執行する。
 - 4 会計は会務の経理を処理する。
 - 5 監査は本会の会計を監査し、会議に報告する。

(役員の仕事)

- 第8条 役員の仕事は2年とする。但し再任は妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(理 事 会)

- 第9条 理事会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 理事の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
(※委任状可)
 - 3 議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
 - 4 理事会には、次の事項を付議する。
 - (1) 総会に提出する議案。
 - (2) 総会において委任された事項。
 - (3) その他事業の執行に関する事項。

(総 会)

- 第10条 総会は、東公民館区内の各町自治会の代表者をもって構成し、年1回以上開催し会長が招集しその議長となる。

2 総会には、次の事項を付議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業実施報告及び決算

3 総会を構成する東公民館区各町自治会の代表者については別にさだめる。

第4章 部 会

(部 会)

第11条 本会の事業を執行するため、次の部会を置く。

(1) 健康福祉部会

(2) 児童福祉部会

(3) 在宅福祉部会

2 部会に関する規定は別に定める。

第5章 会 計

(会の経費)

第12条 本会の経費は、会員の会費ならびに寄付金・補助金などをもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事 務 局

(事務局および職員)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局職員は2名とし、会長が委嘱する。

(施行規則)

第15条 この会則の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この会則は、平成13年11月28日から施行する。

〃 平成29年 4月 1日から施行する。